

# 国民健康保険事業の実施状況について

令和 6 年 1 1 月

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課

# 目 次

- 1 国民健康保険の財政状況  
(青森県国民健康保険特別会計)
- 2 国民健康保険の財政状況  
(市町村国民健康保険特別会計)
- 3 医療費の状況
- 4 保険料及び収納率の状況
- 5 事務の効率化、標準化、広域化等

# 1 国民健康保険の財政状況 (青森県国民健康保険特別会計)

## 決算の状況について

- 令和5年度決算について
  - 青森県国民健康保険特別会計の決算は、歳入1,325.1億円、歳出1,267.8億円で、57.3億円の黒字となった。（歳入決算額に占める割合：約4%）（図1）
  - 黒字額57.3億円のうち、今年度精算する国庫負担金等で、約4.3億円を返還する見込。
- 令和5年度剰余金の活用について
  - 下記の用途を目的として、国庫等精算後の全額を財政安定化基金に積み立てることを想定。
    - ・ 令和7年度以降に算定する国民健康保険事業費納付金の軽減
    - ・ 保険料（税）（以下、「保険料」という。）収納不足が生じた市町村への貸付・交付事業
    - ・ 保険給付費等交付金の財源が不足した際の県国保特別会計への繰入
    - ・ 安定的な財政運営確保のための県国保特別会計への繰入
- 県国保特別会計の役割について
  - 平成30年度からは、県は国民健康保険に係る特別会計を設置し、財政運営の責任主体として「入」と「出」を管理している。

県は、市町村ごとの所得水準及び年齢調整後の医療費水準を考慮して国民健康保険事業費納付金額を決定し、市町村は県に納付金を納付する。（※令和7年度分の納付金算定から、医療費指数反映係数をゼロとすることから、医療費水準は考慮されなくなる。）

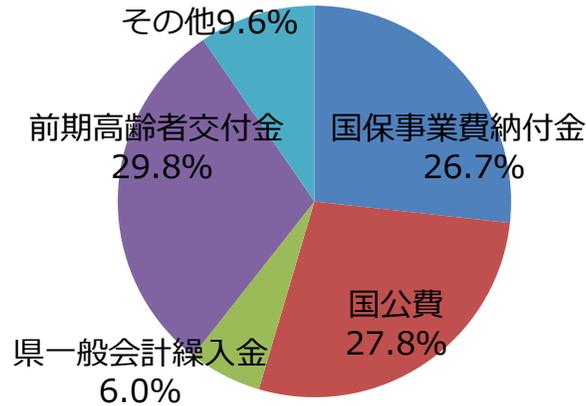
また、被保険者に対する保険給付が確実に実施されるよう、県が、市町村の財政状況等に応じた財政調整を行うため、交付金を交付する。

県は、財収収支を見極めながら財政運営を行うことで、適切な保険料水準の維持に資するものとするが、繰越金が生じた場合は、市町村の納付金を減算するための財源とすることを可能とするほか、県と市町村の協議に基づき、市町村が担う事業の効率化に資する取組の財源とすることも可能とする。

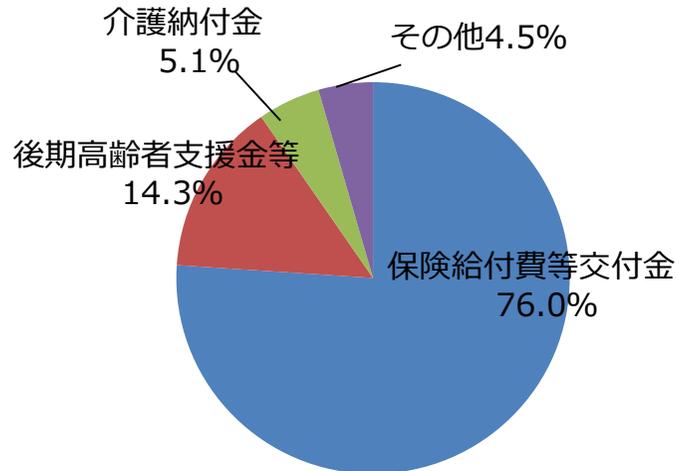
# 国民健康保険の財政状況（青森県国保特別会計）

図1 県国保特別会計決算収支（令和5年度）

## 歳入



## 歳出



歳入	区 分	決算額
	国保事業費納付金	354.4億円
	国公費	368.5億円
	県一般会計繰入金	79.9億円
	前期高齢者交付金	395.4億円
	その他	126.8億円
	合 計	1,325.1億円
歳出	区 分	決算額
	保険給付費等交付金	964.1億円
	後期高齢者支援金等	181.7億円
	介護納付金	65.2億円
	その他	56.8億円
	合 計	1,267.8億円
収支差額		57.3億円

※端数調整により、合計が一致しない場合がある。

## 2 国民健康保険の財政状況 (市町村国民健康保険特別会計)

## （1）収支の状況について（決算収支差）

### ■ 令和5年度の決算収支（※1）について

- 県内40市町村の決算収支は、収入合計1,374.9億円、支出合計1,343.8億円で、収支差引額は31.1億円の黒字となった。黒字額は前年度から0.9億円減少している。

（図2）

なお、決算収支が赤字となった市町村はなし。

※1 決算収支…「収入合計」から「支出合計」を控除した差引額

### ■ 各市町村の状況について

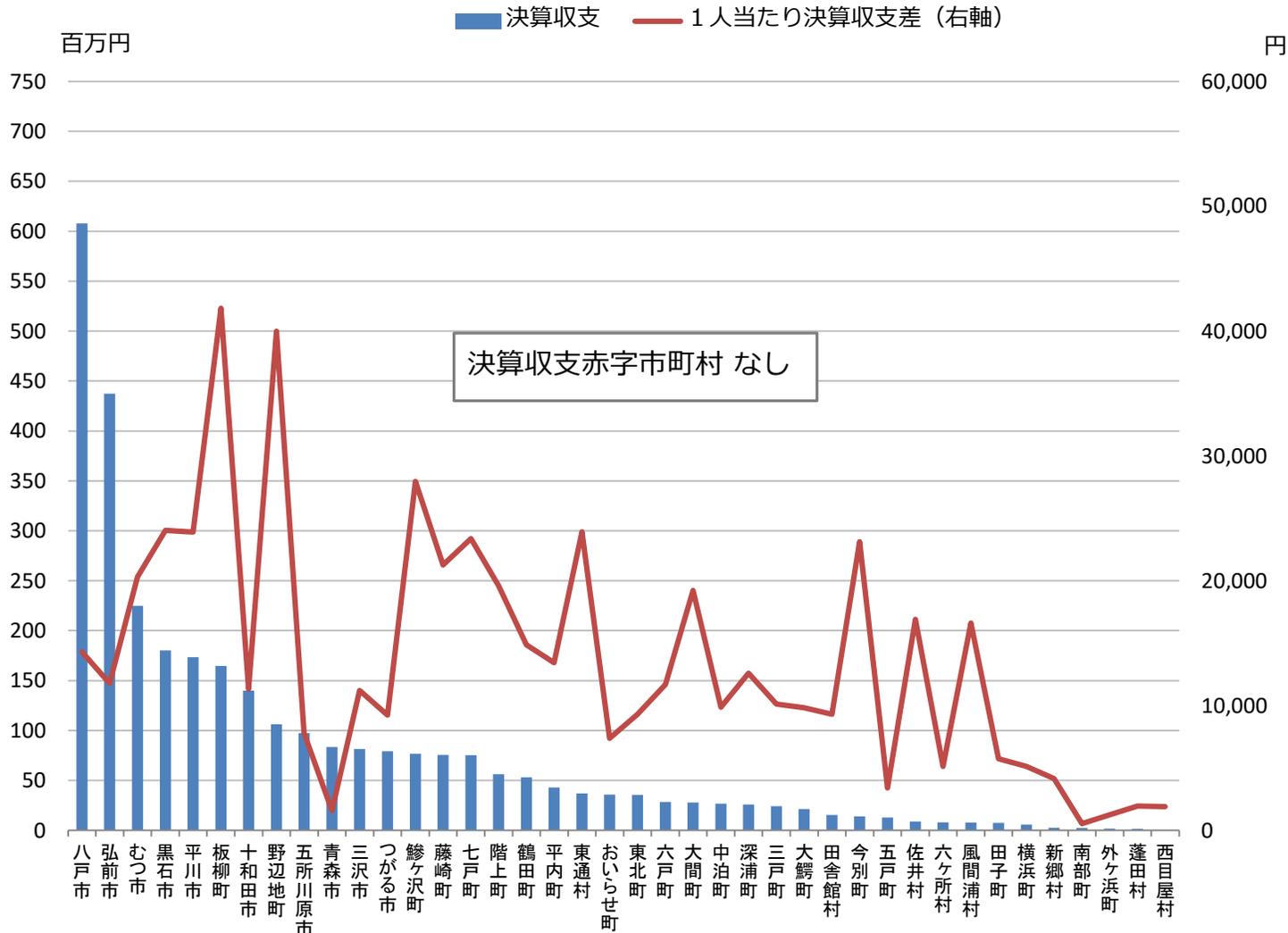
- 決算収支の赤字市町村はなし。令和2年度以降、県内全市町村において、赤字解消している。

（図2）

- ・ 令和5年度…なし
- ・ 令和4年度…なし
- ・ 令和3年度…なし

# 国民健康保険の財政状況（市町村国保特別会計）

図2 県内市町村別決算収支差（令和5年度）



出典：国民健康保険事業年報（県速報値）※法定外一般会計繰入分を含む。

No.	市町村名	決算収支差	1人当たり決算収支差
1	青森市	千円 83,424	円 1,577
2	弘前市	437,194	11,782
3	八戸市	607,861	14,301
4	黒石市	180,130	24,033
5	五所川原市	97,551	7,785
6	十和田市	140,091	11,331
7	三沢市	81,554	11,207
8	むつ市	224,842	20,311
9	平内町	42,871	13,439
11	今別町	14,057	23,120
12	蓬田村	1,491	1,954
15	鱒ヶ沢町	76,584	27,951
17	深浦町	25,836	12,597
25	西目屋村	543	1,897
26	藤崎町	75,672	21,274
27	大鱒町	21,436	9,828
32	田舎館村	15,561	9,312
34	板柳町	164,525	41,832
36	中泊町	26,894	9,862
37	鶴田町	53,270	14,859
40	野辺地町	106,204	40,001
41	七戸町	75,412	23,369
44	六戸町	28,432	11,696
45	横浜町	5,858	5,117
47	東北町	35,607	9,294
50	六ヶ所村	8,157	5,137
53	大間町	27,859	19,213
54	東通村	37,125	23,921
55	風間浦村	7,807	16,611
56	佐井村	8,787	16,899
58	三戸町	24,154	10,119
59	五戸町	12,797	3,395
60	田子町	7,528	5,738
62	南部町	2,255	548
63	階上町	56,405	19,599
67	新郷村	2,711	4,158
70	つがる市	79,312	9,231
71	外ヶ浜町	1,940	1,236
72	平川市	173,547	23,905
73	おいらせ町	35,774	7,373
	県全体	3,109,059	11,653

## （2）収支の状況について（単年度収支）

### ■ 令和5年度単年度収支（※2）について

- 県内40市町村の単年度収支は、収入合計1350.3億円、支出合計1,333.1億円で、収支差引額は17.2億円の黒字となった。黒字額は前年度から8.2億円減少している。

（図3）

※2 単年度収支…単年度収入（収入合計から基金等繰入金、繰越金、市町村債を差し引いた額）から、単年度支出（支出合計から基金等積立金、前年度繰上充用金、公債費を差し引いた額）を控除した差引額

### ■ 各市町村の状況について

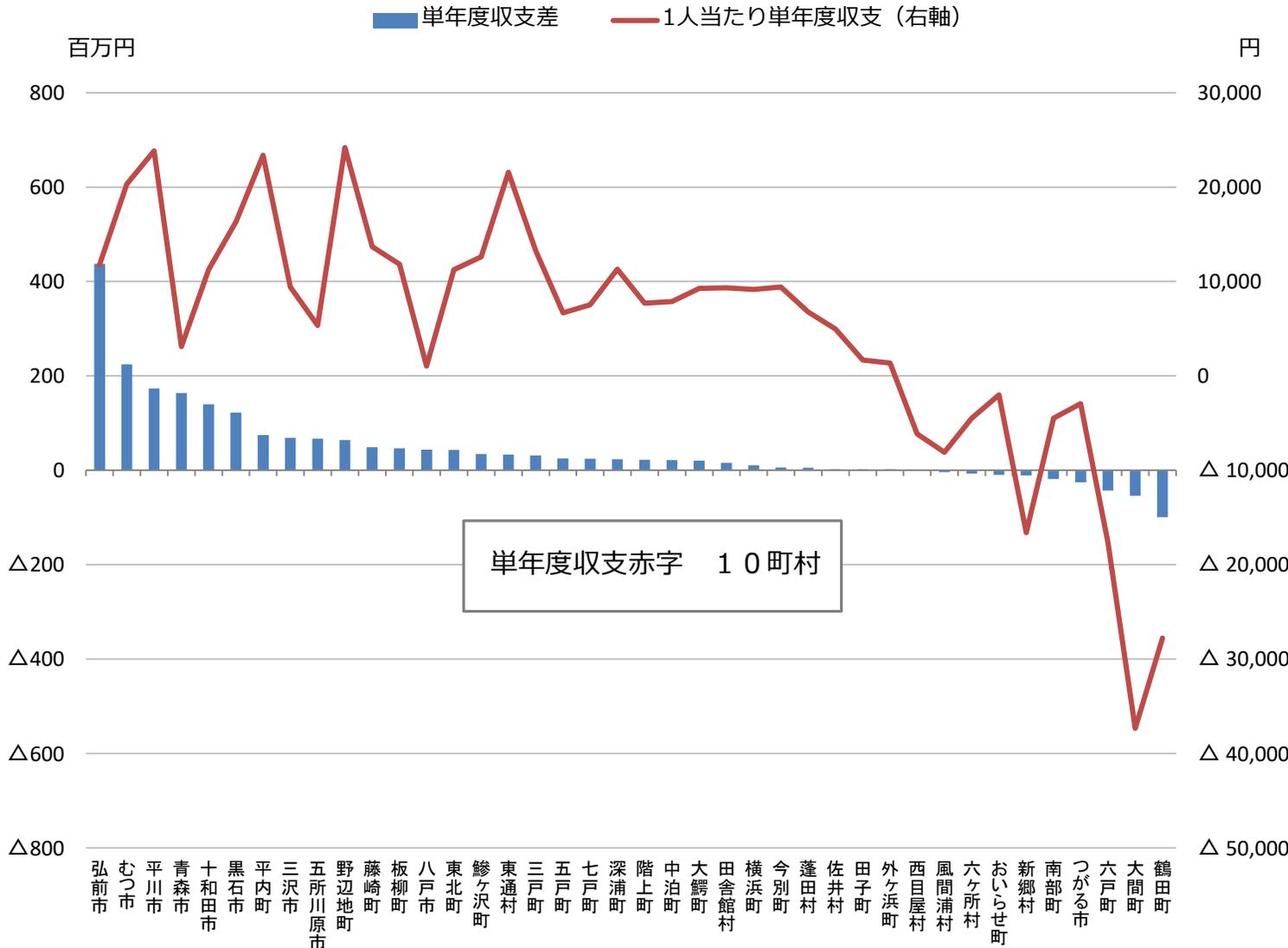
- 単年度収支の赤字市町村は10市町村で、前年度から6市町村増加している。（図3）
  - ・ 令和5年度…10市町村
  - ・ 令和4年度…4町村
  - ・ 令和3年度…8市町村
- 単年度収支が赤字の10市町村については、前年度繰越金や国保特会における財政調整基金の活用等により、決算収支の均衡が図られている。

### ■ 今後の取組について

- 持続可能な制度として維持するため、県と市町村が一体となって以下の取組を進めていく必要がある。
  - ・ 医療費適正化を含む効率的な保健事業の実施
  - ・ 収納率向上等による保険料収入の確保
  - ・ 納付金額や保健事業の実施規模に見合う適正な保険料率の設定

# 国民健康保険の財政状況（市町村国保特別会計）

図3 県内市町村別単年度収支差（令和5年度）



No.	市町村名	単年度収支差 千円	1人当たり 単年度収支差 円
1	青森市	163,704	3,094
2	弘前市	437,251	11,784
3	八戸市	43,871	1,032
4	黒石市	122,482	16,342
5	五所川原市	67,064	5,352
6	十和田市	139,539	11,286
7	三沢市	68,514	9,415
8	むつ市	224,843	20,311
9	平内町	74,518	23,360
11	今別町	5,723	9,413
12	蓬田村	5,159	6,761
15	鱒ヶ沢町	34,546	12,608
17	深浦町	23,167	11,295
25	西目屋村	△1,756	△6,141
26	藤崎町	48,708	13,693
27	大鰐町	20,236	9,278
32	田舎館村	15,565	9,315
34	板柳町	46,525	11,829
36	中泊町	21,444	7,863
37	鶴田町	△99,620	△27,788
40	野辺地町	64,241	24,196
41	七戸町	24,256	7,517
44	六戸町	△42,874	△17,636
45	横浜町	10,490	9,161
47	東北町	43,137	11,260
50	六ヶ所村	△7,114	△4,480
53	大間町	△54,135	△37,334
54	東通村	33,474	21,568
55	風間浦村	△3,805	△8,097
56	佐井村	2,588	4,977
58	三戸町	31,639	13,255
59	五戸町	25,187	6,683
60	田子町	2,204	1,680
62	南部町	△18,474	△4,488
63	階上町	22,185	7,708
67	新郷村	△10,831	△16,612
70	つがる市	△25,392	△2,955
71	外ヶ浜町	2,147	1,367
72	平川市	173,165	23,852
73	おいらせ町	△9,821	△2,024
	県全体	1,723,748	6,461

出典：国民健康保険事業年報（県速報値）※法定外一般会計繰入分を含む。

## （3）法定外一般会計繰入金の状況について

### ■ 令和5年度の法定外一般会計繰入金の状況について

- 法定外一般会計繰入金の合計は2億2,875万円で、前年度から5,732万円増加しており、内訳は次のとおりである。（表1）

- ◇決算補填等目的の法定外一般会計繰入金（※厚生労働省通知により「赤字」と定義されている繰入金）

- ・ 令和5年度はなし。

- ◇決算補填等目的以外の法定外一般会計繰入金

- ・ 繰入金の県合計は2億2,875万円で、前年度から5,732万円増加している。
- ・ 繰入を行ったのは15市町村で、前年度から2市町村減少している。

### ■ 今後の取組について

- 国民健康保険制度が社会保険制度であり、相互扶助を原則とする保険制度である以上、受益と負担の公平性を図る観点から、法定外の一般会計繰入に頼ることなく、削減・解消することが望ましい。

なお、県は、保険料の収納不足や保険給付の増加により市町村の国保財源が不足した場合に、貸付・交付又は県による取崩を目的とした財政安定化基金を平成30年度より設置している。

# 国民健康保険の財政状況（市町村国保特別会計）

表1 法定外一般会計繰入金の状況（青森県）  
（令和4、5年度）

法定外一般会計繰入金の分類		R 4 (千円)	R 5 (千円)	増減 (千円)	
法定外 一般会計繰入金	(1) 決算補填等目的				
	決算補填目的 のもの	① 保険料収納不足のため	0	0	0
		② 高額療養費貸付金	0	0	0
	保険者の政策 によるもの	③ 保険料の負担緩和を図るため	0	0	0
		④ 地方単独の保険料の軽減	0	0	0
		⑤ 任意給付費に充てるため	0	0	0
	過年度の赤字 によるもの	⑥ 累積赤字補填のため	0	0	0
		⑦ 公債費・借入金利息	0	0	0
	小 計	0	0	0	
	(2) 決算補填等目的以外(保健事業費等に充てるため)	171,430	228,754	57,324	
合 計	171,430	228,754	57,324		

No.	市町村名	決算補填 目的	決算補填 目的以外
		千円	千円
1	青森市	0	0
2	弘前市	0	0
3	八戸市	0	89,479
4	黒石市	0	0
5	五所川原市	0	0
6	十和田市	0	0
7	三沢市	0	0
8	むつ市	0	0
9	平内町	0	14,520
11	今別町	0	0
12	蓬田村	0	0
15	鱒ヶ沢町	0	0
17	深浦町	0	0
25	西目屋村	0	355
26	藤崎町	0	0
27	大鰐町	0	14,639
32	田舎館村	0	1,420
34	板柳町	0	0
36	中泊町	0	0
37	鶴田町	0	0
40	野辺地町	0	9,318
41	七戸町	0	3,656
44	六戸町	0	556
45	横浜町	0	14
47	東北町	0	0
50	六ヶ所村	0	9,607
53	大間町	0	2,987
54	東通村	0	0
55	風間浦村	0	0
56	佐井村	0	1,531
58	三戸町	0	0
59	五戸町	0	0
60	田子町	0	75,757
62	南部町	0	0
63	階上町	0	0
67	新郷村	0	0
70	つがる市	0	3,800
71	外ヶ浜町	0	1,115
72	平川市	0	0
73	おいらせ町	0	0
	県全体	0	228,754

出典：国民健康保険事業実施状況報告

## （４）赤字削減・解消計画について

### ■ 赤字削減・解消計画について

○ 赤字削減・解消計画における削減・解消すべき赤字とは、

- ① 決算補填等目的の法定外一般会計繰入金
- ② 繰上充用金の新規増加分

であり、翌々年度までに解消が見込まれない市町村は、赤字削減・解消計画を策定することとされている。

○ 過去５年間ににおける各年度の赤字の状況は次のとおり。

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
①	市町村数	1	0	0	0	0
	繰入総額	526万円	0万円	0円	0円	0円
②	市町村数	0	0	0	0	0
	繰入総額	0円	0円	0円	0円	0円

○ 令和元年度時点で赤字が解消されていない市町村（六ヶ所村）については、策定済みの赤字削減・解消計画により、令和５年度までの解消を目指していたが、着実な計画実施により、令和２年度を以って解消された。

### ■ 今後の取組について

○ 市町村は、適切な保険料設定と収納率向上に向けた取組等により赤字とならないよう努めていくとともに、県は、市町村の状況を把握・分析を行いながら、赤字が生じることがないよう財政運営を行っていく。

# 3 医療費の状況

## 医療費の状況

### ■ 都道府県別 1人当たり医療費について（令和4年度）

- 本県は383,467円で、前年度から5,704円増加（+1.5%）している。  
全国平均は403,817円で、前年度から9,088円増加（+2.3%）している。  
本県の1人当たり医療費は全国平均を下回っている。（図4）

### ■ 市町村別 1人当たり医療費について（令和5年度）

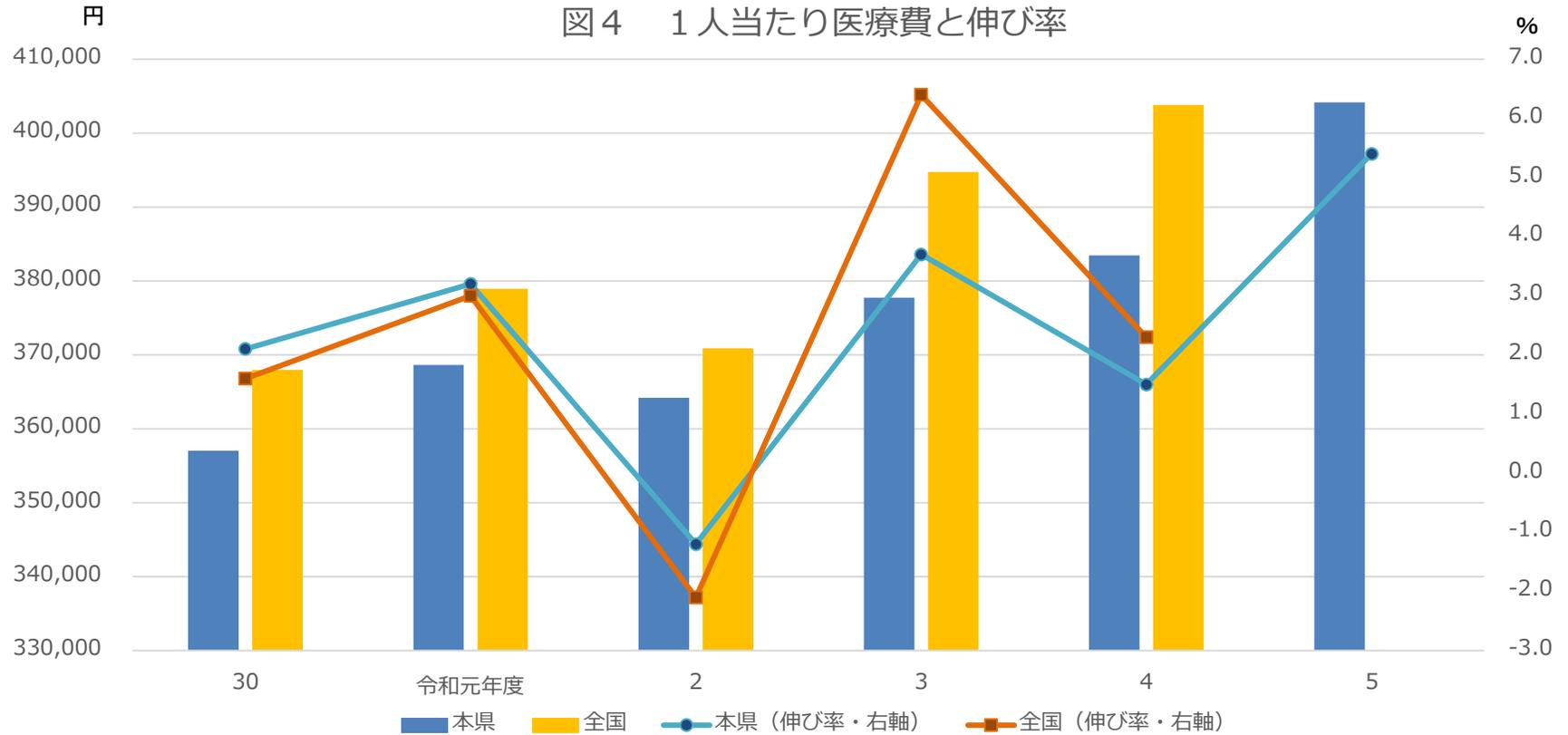
- 本県は404,169円で、前年度から20,702円増加（+5.4%）している。（図4）

### ■ 今後の取組について

- 平成24年度から9年ぶりに伸び率が全国平均を下回った令和3年度に続き、令和4年度も下回ることができたことから、今後も引き続き、青森県国民健康保険運営方針に基づいて、保険給付の適正な実施に努めるとともに、予防・健康づくりを含む医療費適正化に係る以下の取組等を進める。
  - ・ 県民の健康の保持の推進に関する取組 等  
（特定健診・特定保健指導の実施、生活習慣病等の重症化予防、高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進 等）
  - ・ 医療の効率的な提供の推進に関する取組 等  
（後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進、医療費の適正使用の推進、医療資源の効果的・効率的な活用の推進、医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進 等）

# 医療費の状況

図4 1人当たり医療費と伸び率

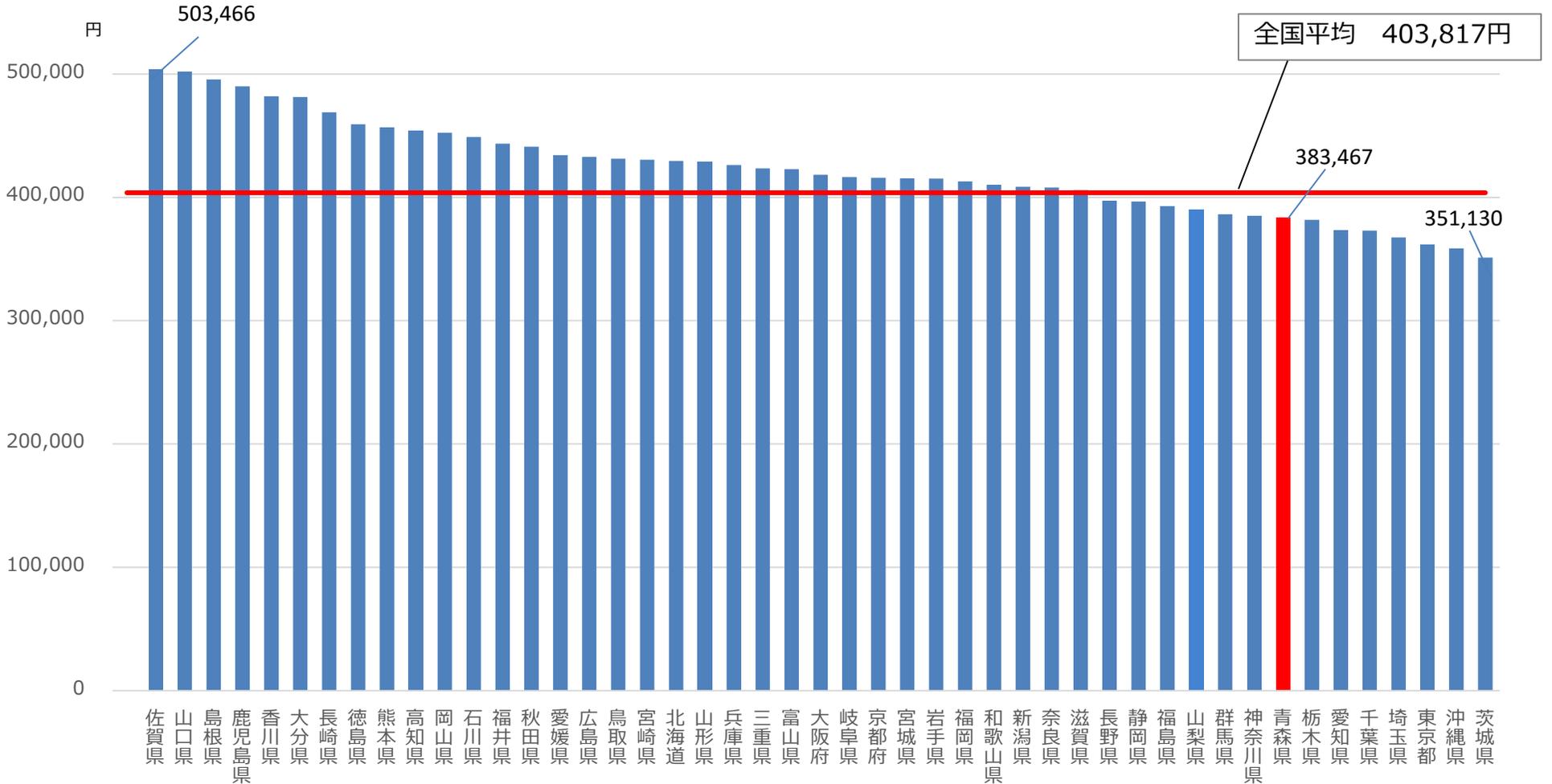


区分		H 3 0 年度	R 元 年度	R 2 年度	R 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1人当たり 医療費(円)	本 県	357,063	368,648	364,190	377,763	383,467	404,169
	全 国	367,989	378,939	370,881	394,729	403,817	-
対前年度 伸び率 (%)	本 県	2.1	3.2	-1.2	3.7	1.5	5.4
	全 国	1.6	3.0	-2.1	6.4	2.3	-

出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）  
令和4年度は国民健康保険事業年報  
（県速報値）

# 医療費の状況

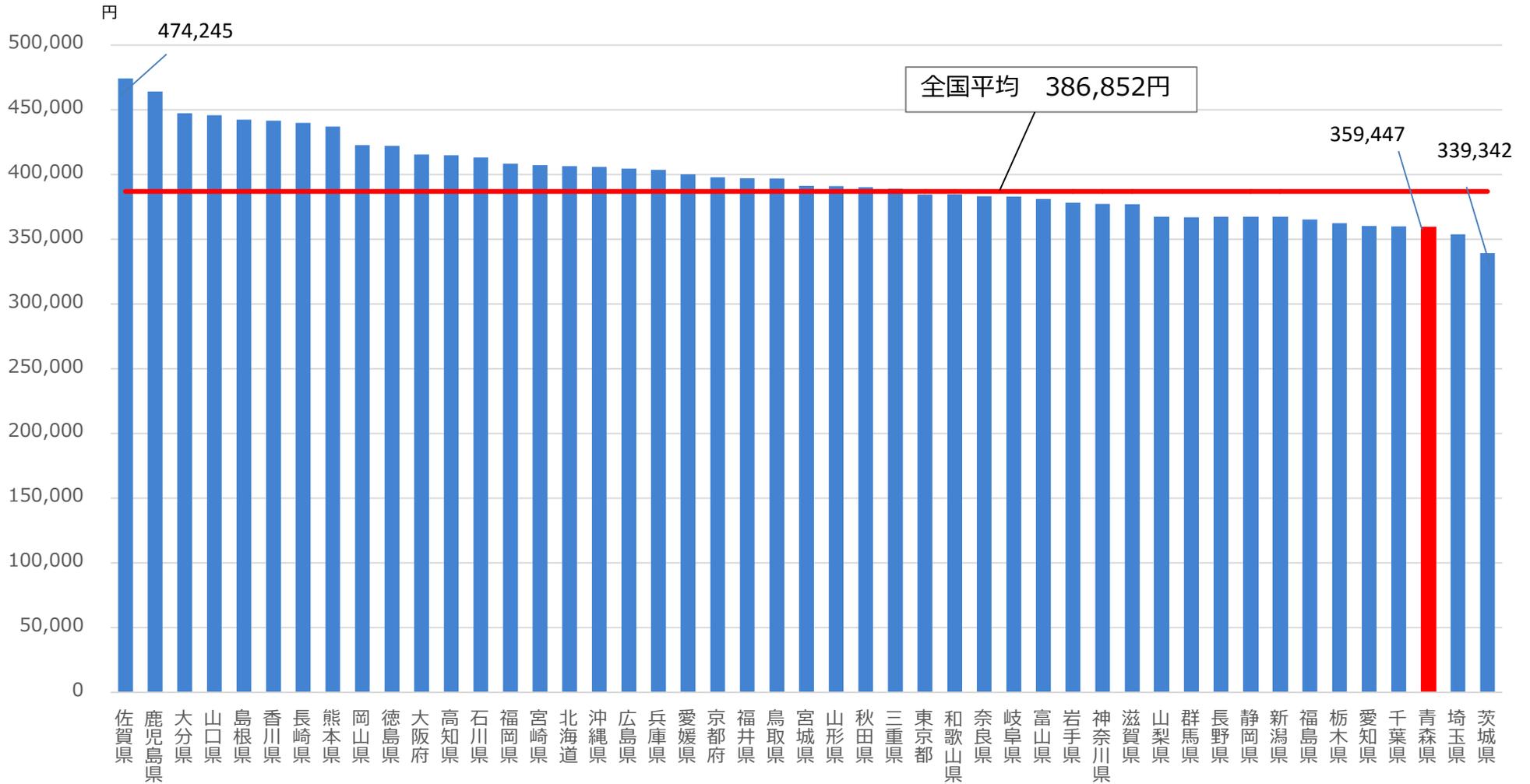
【参考】都道府県別 1人あたり医療費（令和4年度）



出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）

# 医療費の状況

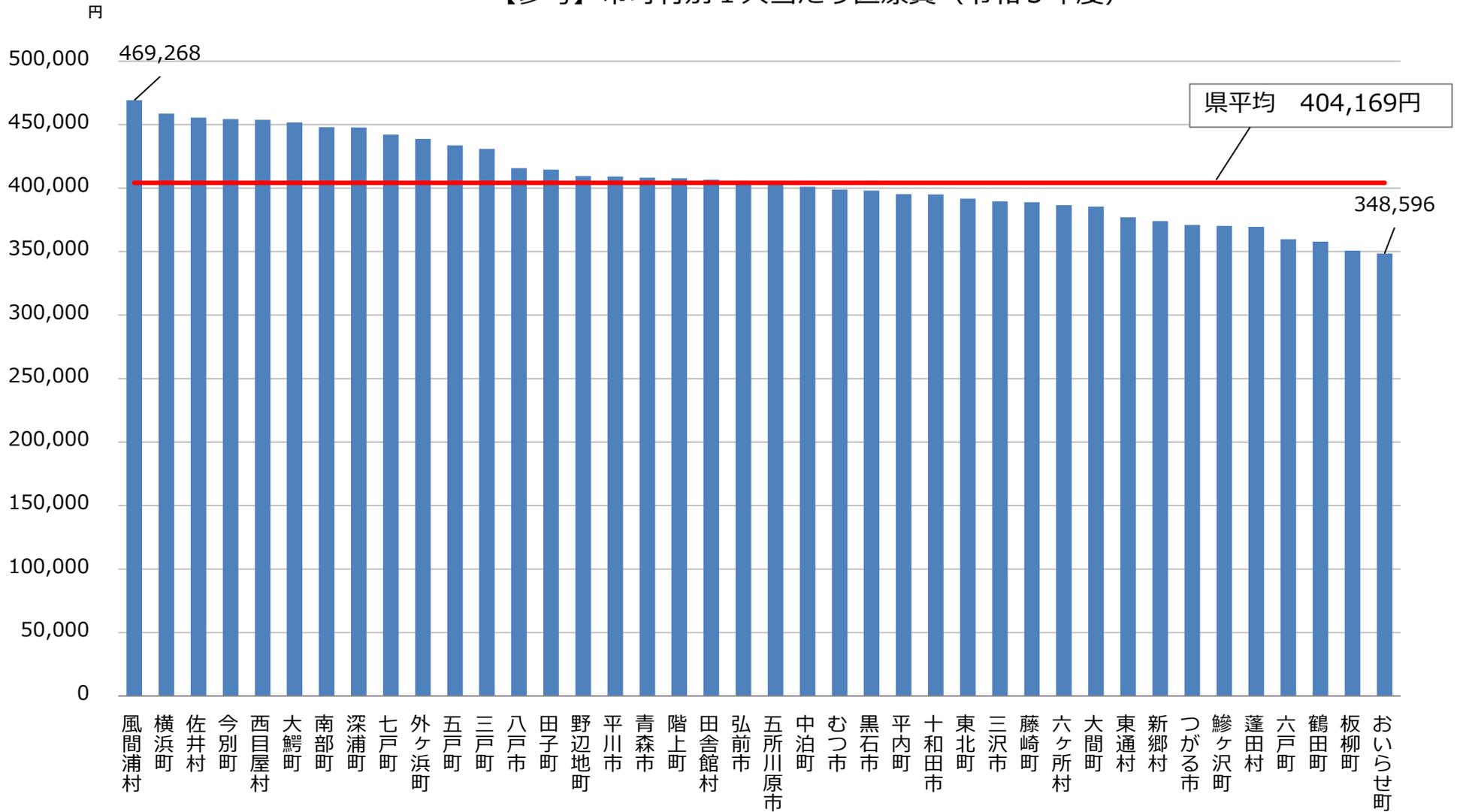
【参考】 都道府県別 1人あたり医療費（年齢調整後・令和4年度）



出典：医療費の地域差分析（電算処理分）（厚生労働省）

# 医療費の状況

【参考】市町村別 1人あたり医療費（令和5年度）



出典：国民健康保険事業年報（県速報値）

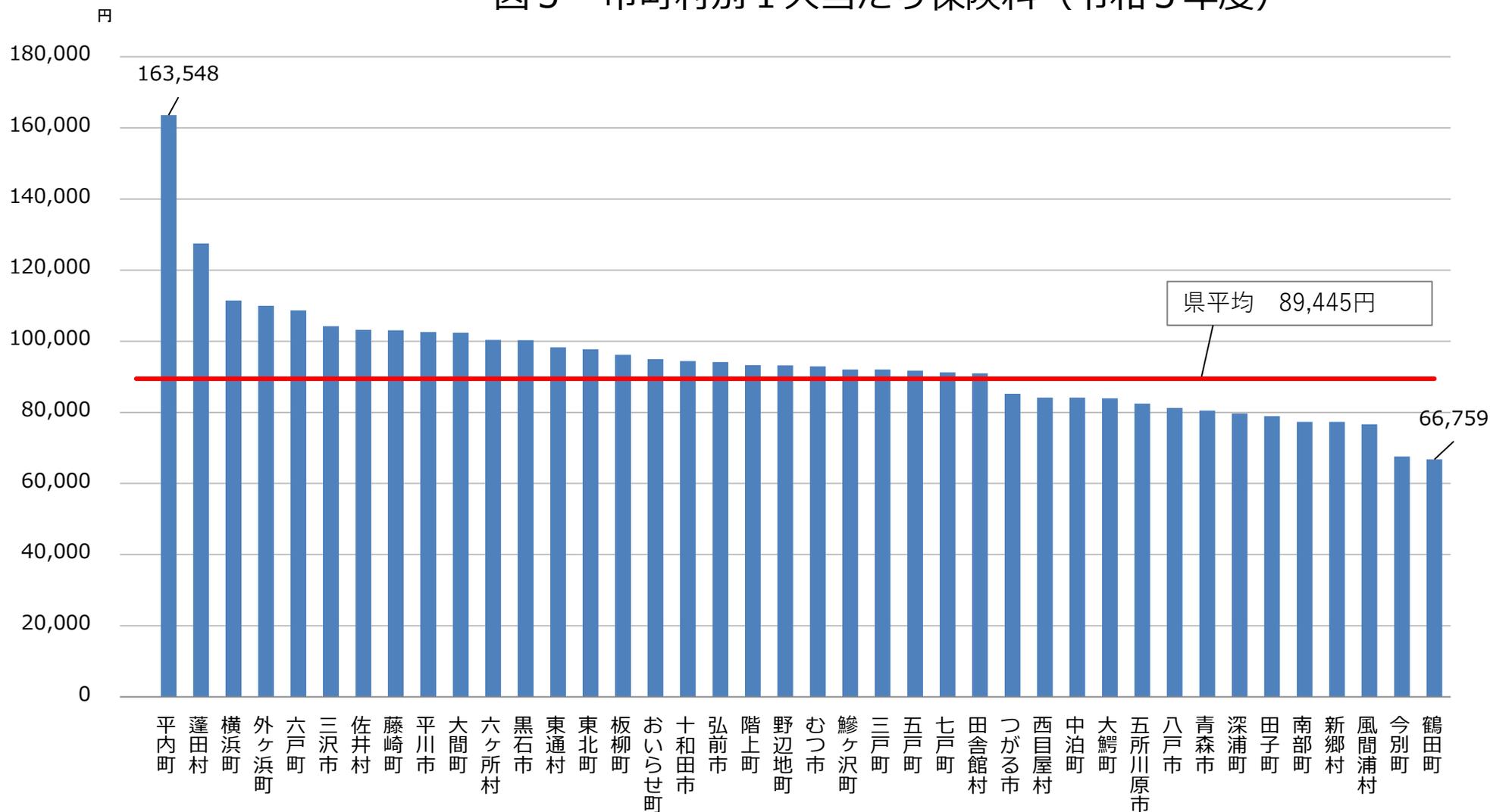
## 4 保険料及び収納率の状況

## (1) 保険料の状況

- 県内市町村の保険料率の改定状況について（令和5年度）  
引上げ 4      引下げ 8      据置き 32  
※引上げした市町村はいずれも同時に引下げも行ったため、全体の計が40とならない。
- 1人当たり保険料額の状況について（令和5年度決算ベースの数値（医療・後期・介護合算））
  - 令和5年度の1人当たり保険料の県平均は89,445円で、前年度から2,623円減少（-2.8%）している。  
各市町村で比較すると、平内町（163,548円）が最も高く、最も低い鶴田町（66,759円）と2.45倍の格差が生じている。（図5）
- （参考）令和6年度からの新制度
  - こどもの医療費助成に係る減額調整措置の廃止  
自治体が行う医療費助成により患者の自己負担が減額される場合、負担軽減に伴い増加した医療費分の公費負担は減額調整されているが、18歳未満までのこどもの医療費助成に係る減額調整措置が廃止される。  
※減額調整されると国からの調整交付金等の交付額が減額されることとなる。
- 今後の取組について
  - 県では、市町村の安定的な財政運営のため、減免額の全額を国が財政措置することや軽減対象範囲の拡充等について、全国知事会等通じ要望するとともに、市町村に対し、必要な条例整備と被保険者の方々への周知が適正に行われるよう助言していく。
  - 県内市町村の保険料算定方式（令和6年度医療分）  
令和6年3月運営方針において、遅くとも令和7年度から3方式となるよう示している。  
3方式 20市町村  
4方式 20市町村

# 保険料の状況

## 図5 市町村別1人当たり保険料（令和5年度）



出典：国民健康保険事業年報（県速報値）

## (2) 収納率の状況①

### ■ 都道府県別保険料収納率（現年度分）の状況と推移

- 本県の収納率は上昇傾向にあるが、全国平均を下回る状況が続いており、令和4年度の実績では94.33%となり、全国平均の94.14%を0.19ポイント上回り、全国35位となっている。（図6）
- 本県と全国の差について、平成30年度に0.72ポイント下回っていたが、令和4年度では0.19ポイント上回った。（図7）

### ■ 市町村別の収納率の状況

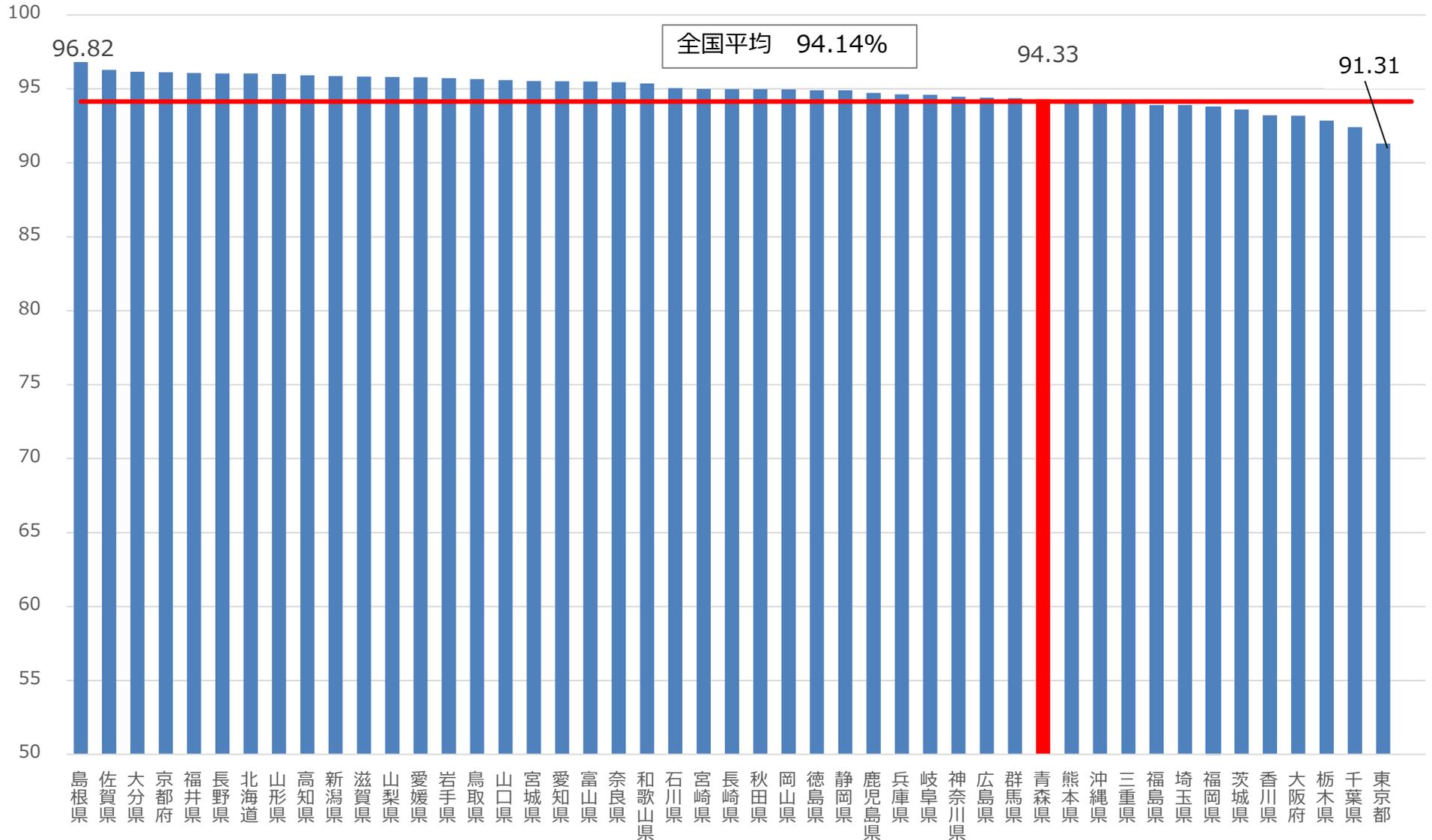
- 最も収納率が高い今別町（98.45%）と最も低い大間町（89.05%）では、9.40ポイントの差があり、最上位と最下位の差は、前年度から0.80ポイント減少している。（図8）
- 令和5年度の収納率に適用される青森県国民健康保険運営方針に定める目標値（全国の保険者規模別の前々年度の平均収納率）を上回ったのは13市町村であり、27市町村が目標値を下回っている。  
<目標収納率を上回った市町村数（保険者規模別）>
  - ・ 5万人以上の市 0市（1市中）
  - ・ 5万人未満の市 5市（9市中）
  - ・ 町 8町村（30町村中）

### ■ 納付方法別の収納率の状況

- 本県は全国に比べ、納付組織の加入率及び収納率が高く、口座振替の加入率及び収納率は低くなっている。（表2）

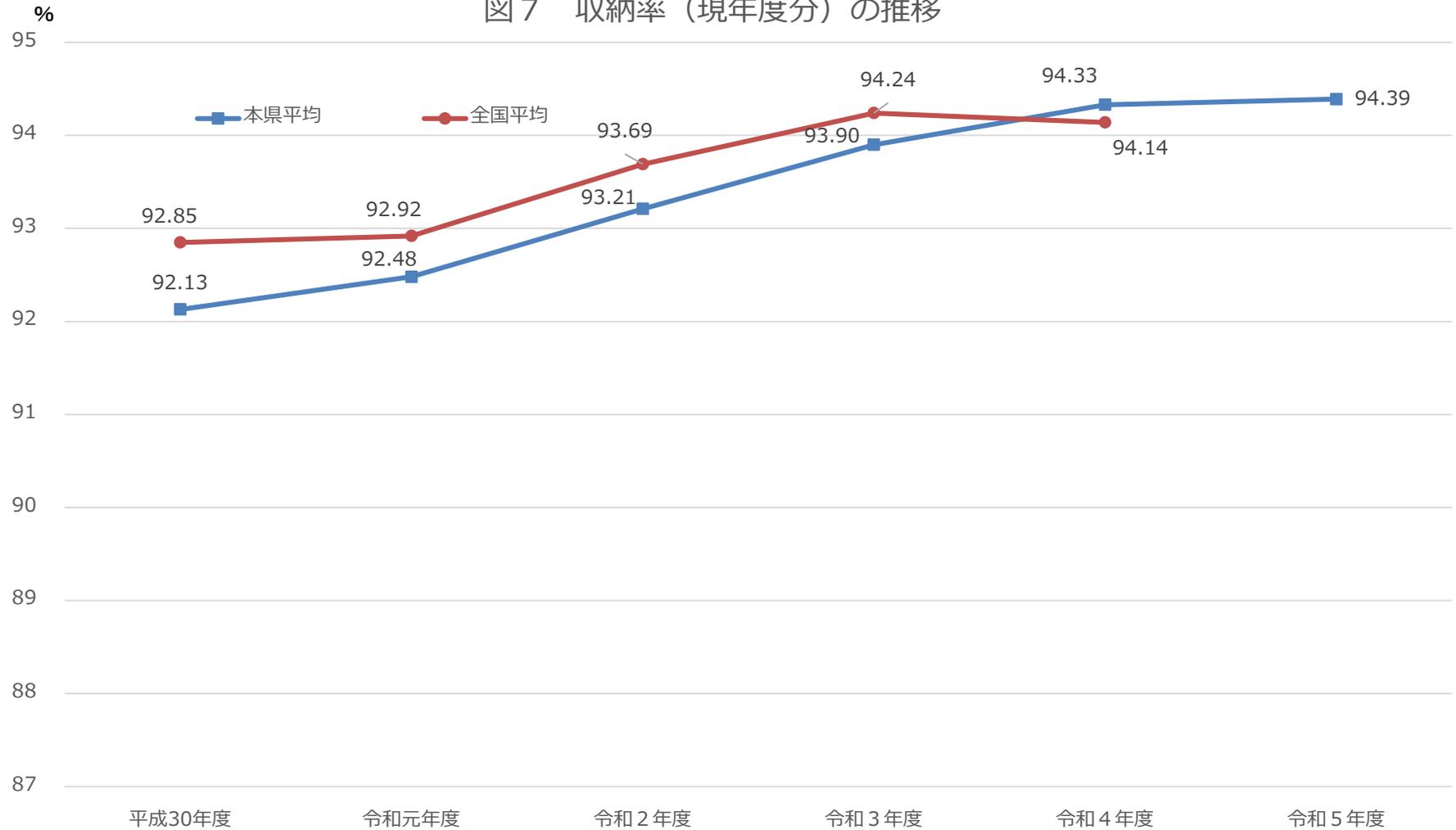
# 収納率の状況

図6 市町村国保の都道府県別収納率（現年度分・令和4年度）



# 収納率の状況

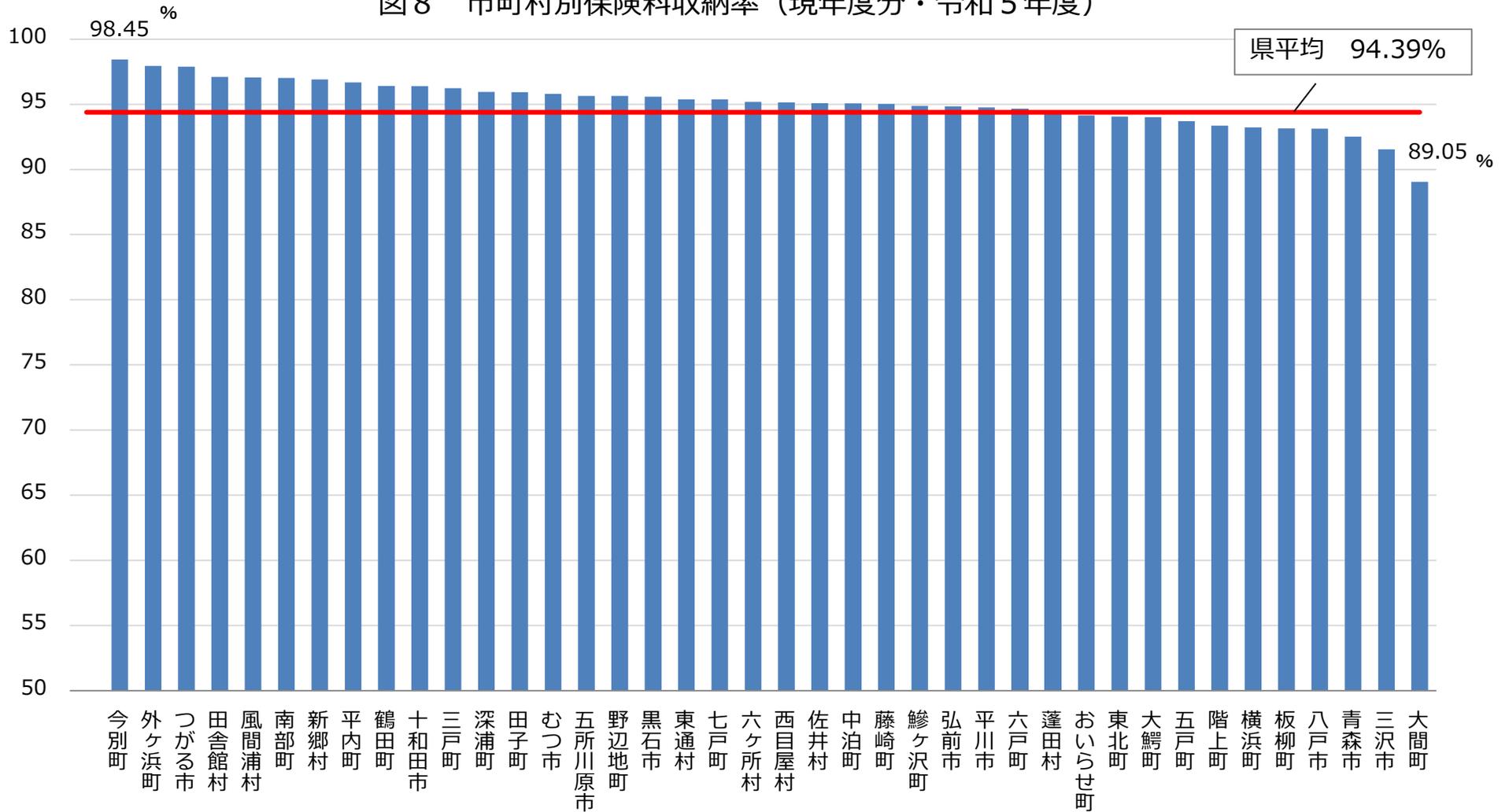
図7 収納率（現年度分）の推移



出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）、令和5年度は国民健康保険事業年報（県速報値）

# 収納率の状況

図8 市町村別保険料収納率（現年度分・令和5年度）



出典：国民健康保険事業年報（県速報値）

# 収納率の状況

表2 納付方法別世帯割合(加入率) と収納率

(単位：%)

区分		納付組織		口座振替		特別徴収 (年金天引き)		自主納付		収納率
		加入率	収納率	加入率	収納率	加入率	収納率	加入率	収納率	
本県	R 4	7.62	96.47	17.36	97.02	21.20	99.73	53.81	76.13	94.33
	R 5	7.03	96.27	17.91	97.26	20.55	99.69	54.50	75.73	94.39
	増減	▲0.59	▲0.20	0.55	0.24	▲0.65	▲0.04	0.69	▲0.40	0.06

区分		納付組織		口座振替		特別徴収 (年金天引き)		自主納付		収納率
		加入率	収納率	加入率	収納率	加入率	収納率	加入率	収納率	
全国	R 3	0.37	94.27	39.80	97.05	16.27	99.90	43.56	71.40	94.24
	R 4	0.33	95.90	39.58	96.84	15.72	99.84	44.38	72.13	94.14
	増減	▲0.04	1.63	▲0.22	▲0.21	▲0.55	▲0.06	▲0.06	0.73	▲0.10

出典：令和3年度及び令和4年度分は国民健康保険事業実施状況報告（厚生労働省）  
令和5年度分は国民健康保険実施状況報告（集計内容をもとに作成）

## (2) 収納率の状況②

### ■ 収納対策の実施状況

- 財産調査及び差押えの実施については9割を超える市町村が実施し、滞納整理機構への滞納処分に移管の実施については全国を大きく上回っている。また、コンビニ収納を導入する市町村は徐々に増加しているが、クレジットカードによる決済やペイジーによる納付方法の多様化、マルチペイメントネットワークシステムを利用した口座振替等については、全国に比べ取組が進んでいない。  
(表3)

### ■ 今後の取組について

- 市町村は、県に対する納付金や独自で実施する保健事業費等を賄うために保険料を徴収することとなるが、持続的な財政運営のためには、収納率の向上は不可欠となる。  
また、保険料水準の完全統一に向けて、各市町村における収納率が高水準で維持され、市町村間の収納率格差の是正を図る必要があるため、被保険者が自発的な納付行動に至るよう、県は、効率的な収納対策を実施するよう市町村へ助言していくとともに、以下について働きかけていく。

#### <県から市町村への収納対策に係る働きかけ>

- ・ 納付組織がしっかりしている市町村については、その強みを活用して収納を確保する。
- ・ コンビニ収納やペイジー等を活用し納付環境の整備強化を図り、保険料自主納付方法の利便性の向上による、納入期限内の収納を確保する。
- ・ 職員や嘱託徴収員による戸別徴収や窓口徴収により、納入期限後の収納を確保する。
- ・ 被保険者証等の発行終了に伴い、滞納世帯に対し特別療養費の支給を含む新たな措置を行う。
- ・ 滞納世帯の状況に応じて、適正に財産調査を行い、滞納処分を実施するとともに、青森県市町村税滞納整理機構を活用し、収納対策に努める。

# 収納率の状況

表3 収納対策の実施状況（令和4年度）

収納対策	県内実施市町村数	県内実施市町村の割合（%）	全国実施市町村の割合（%）
財産調査の実施	39	97.5	95.2
差押えの実施	39	97.5	93.4
滞納整理機構への滞納処分の移管を実施	35	87.5	37.7
滞納処分の停止の実施	34	85.0	87.4
コンビニ収納	30	75.0	83.0
徴収猶予の実施	28	70.0	68.4
収納対策に関する要綱（緊急プラン、収納マニュアル等含む）の作成	26	65.0	71.7
収納対策研修の実施	21	52.5	63.1
換価の猶予の実施	16	40.0	52.6
多重債務相談の実施	11	27.5	38.5
搜索の実施	9	22.5	52.2
インターネット公売の活用	7	17.5	40.7
クレジットカードによる決済	7	17.5	26.0
タイヤロックの実施	6	15.0	37.5
口座振替の原則化	3	7.5	18.7
税の専門家の配置（嘱託等含む）	3	7.5	17.1
コールセンター（電話勧奨部門）の設置	2	5.0	15.4
ペイジーによる納付方法の多様化	2	5.0	20.8
マルチペイメントネットワークシステムを利用した口座振替の推進	1	2.5	21.2
連合会に設置した収納率向上対策アドバイザーの活用	0	0.0	8.9

## 5 事務の効率化、標準化、広域化等

## 事務の効率化、標準化、広域化等

### ■ 青森県国民健康保険運営方針に基づく取組

#### ①市町村事務処理標準システムの推進

- ・ 県は、市町村事務の機能格差の解消を図り、改修に係るコスト削減による安定的な財政運営への寄与を見込む観点から、今後もシステムの導入を推進。

(令和5年度末時点において19市町村が導入済、今後3市町村が導入予定)

#### ②県によるレセプト点検の実施

- ・ 県は、広域的な視点から、県内市町村間の異動があった被保険者のレセプトの点検を、国保連への委託により実施。

#### ③県による不正利得の回収等の実施

- ・ 県は、市町村から委託を受けて、診療報酬の不正請求に係る返還事務のうち、広域的な対応が必要なもの又は専門性が高いものについて実施できるよう体制を整備。

#### ④特別調整交付金申請に係る一部事務の共同事業化

- ・ 特別調整交付金（結核性疾患又は精神病に係る医療費が多額である場合）の申請について、国保連が共同事業として申請額の算定支援を実施。

### ■ 事務の効率化、標準化、広域化に向けた協議体制づくり

- 保険料水準の統一に向けて、令和5年度から分野ごとの4つの「保険料（税）水準の統一に係るワーキンググループ」において検討しており、検討結果は「青森県国民健康保険市町村等連携会議」において協議することとしている。

- ・ 保険料ワーキンググループ
- ・ 収納対策ワーキンググループ
- ・ 保健事業ワーキンググループ
- ・ 事務標準化ワーキンググループ